

四日市市消防本部告示第3号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により電子印を使用するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年7月9日

四日市市消防長 坂倉 啓史

- 1 名称 消防本部専用四日市市長印（ひながた27の2）  
2 寸法 方21ミリメートル  
3 印影



- 4 使用区分 消防本部において市長名をもってする文書のうち以下の文書
- ・完成検査済証
  - ・タンク検査済証（正）
  - ・保安検査済証
  - ・許可書
  - ・完成検査前検査結果通知書
  - ・認可書
  - ・保安検査時期変更承認書
  - ・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長承認書
  - ・休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長承認書
  - ・休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認書
  - ・休止確認済書
  - ・特定防災施設等検査済証
- 5 適用期日 令和2年9月1日

（消防本部予防保安課）